

さいたま市立[REDACTED]小学校いじめ重大事態調査報告書

さいたま市立[REDACTED]小学校いじめ対策委員会

令和7年7月14日

さいたま市立[]小学校におけるいじめ事案調査報告書

さいたま市立[]小学校いじめ対策委員会

はじめに

本調査報告書は、さいたま市立[]小学校[]年[]組の児童である[]さん（[]）（以下「当該児」という。）が同学級の児童である[]さん（[]）（以下「関係児」という。）から受けたとされるいじめ事案について、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき、まとめたものである。

本調査は、法第22条の規定並びにさいたま市立[]小学校いじめ防止基本方針に基づいて設置された、さいたま市立[]小学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）が、当該児の保護者の意向を踏まえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月30日改訂版）」に則って行った。

なお、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」第1章第2節に記載の通り、本校の課題点を明確にし、支援策や再発防止策を策定するため、法第23条第2項に基づく調査に係る調査資料の再分析をさいたま市スクールロイヤーに依頼し、調査報告書としてまとめたものである。

1 事案の概要

(1) 関係する児童

当該児 : []年[]組、[]

関係児 : []年[]組、[]

(2) 事案の対象

ア 令和6年4月頃、当該児は、算数の時間において関係児に間違った答えを教えてしまったところ、関係児から、お前の存在はクズ、と発言された。

イ 令和6年4月頃、当該児は、関係児に頼まれ絵を描いて渡したところ、関係児が他の児童に対して、関係児が描いたものであると発言した。

ウ 令和6年5月頃、当該児は、当該児が作った図工の作品について、関係児から、きもい、と発言された。

エ 令和6年5月下旬頃、当該児は、当該児が欠席した翌日に新しく購入した洋服を着て登校したところ、関係児から、ずる休みして買ったんだろう、と発言された。

オ 令和6年6月1日（土）当該児は、当日の運動会終了後、校庭で会場の片づけのために杭を抜いていた際、誤って後方にいた関係児に接触した。当該児はその場で謝罪をしたが、下校時に関係児よりトイレに呼び出され、左肩を1回殴られた。その後、関係児から、何事もなかったようにトイレから出る、と発言された。

(3) 当該児の状況及び欠席期間等

当該児は、令和6年5月29日（水）から6月6日（木）にかけて、断続的に5日間欠席した。その後、令和6年6月7日（金）の登校を最後に、欠席が続いている。当該児の保護者の話によると、令和6年7月22日（月）当該児は、[]を受診し、[]と[]の症状があるとの診断を受けている。また、令和6年10月18日（金）に[]を受診し、検査を行い、[]と診断を受けているが、[]の不調もあり、[]を継続している。

(4) 事案の覚知からいじめ認知の経緯

令和6年6月4日(火)当該児保護者と教頭の面談において、当該児保護者から当該児がいじめ被害を受けている旨の相談を受けた。令和6年6月6日(木)欠席していた当該児及び当該児保護者が来校し、当該児から聴き取りを行うとともに、今後の対応について確認した。令和6年6月7日(金)担任は、関係児から聴き取りを行い、同日、校長はいじめ対策委員会を開催し、事案の一部をいじめとして認知した。

(5) いじめ重大事態発生報告までの経緯

令和6年7月17日(水)いじめ対策委員会で検討した結果、当該児の欠席が続いていることから、不登校重大事態の疑いがあるものと判断した。同日、校長が、さいたま市教育委員会へいじめ重大事態の発生について報告をした。

2 調査の概要

(1) 調査した主体と構成員

主体 委員会

構成員 委員長 校長

委員 教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、生徒指導部員、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学校地域連携コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(2) 調査方法

当該児、当該児保護者の意向を受け、いじめ対策委員会で検討し、以下の調査を行った。

ア 関係児への聴き取りの実施

イ 事案オについての、第■学年全ての児童を対象にしたアンケート調査の実施

ウ 当該児及び関係児と学校で一緒に過ごすことが多かった同級生への、聴き取りの実施

3 調査結果

(1) 令和6年6月7日(金)担任が休み時間に、関係児から聴き取った内容

ア 事案アについて、当該児から間違った答えを教えられたことがあり、その際に、当該児に、違うでしょ、と指摘した。

イ 事案イについて、当該児から絵を描いてもらったことはあるが、それを関係児が描いたと発言したことはない。

ウ 事案ウについて、当該児にきもい、と言った。

エ 事案エについて、当該児とやりとりをした覚えはなく、当該児が新しく購入した洋服を着ているか、気にしたこともない。

オ 事案オについて、当該児と話した記憶はない。

(2) 令和6年7月18日(木)事案オについて、第■学年全児童に対し、アンケート調査を行った結果

ア 第■学年149名中、当該児以外の145名にアンケート調査を行った。(3名欠席)

イ 事案オに関係する記述はなかった。

- (3) 令和6年8月29日(木) 教頭及び担任が休み時間に、同級生から聴き取った内容
- ア 当該児及び関係児の関係について、■年生の頃、2人は仲が良いと思っていたが、■年生になり喧嘩が増えた。どちらかが一方的にいじめていたということではなく、当該児と関係児がお互い相手を傷つける言葉を使ったり、中指を立てたりするなど、ちょっかいを出し合っていた。
- イ 見ていた限りでは、いじめではなくじゃれ合いと感じていた。見ていない部分でいじめがあったのかもしれないが、それは分からない。
- (4) 令和6年9月2日(月) 教頭及び担任が休み時間に、関係児から再度聴き取った内容
- ア 事案アについて、当該児から間違った答えを教えられたことがなく、反対に、故意ではないが関係児が当該児に誤った答えを教えたことがある。
- イ 事案イ、ウ、エ、オについては、令和6年6月7日(金)の回答と相違はなかった。

4 いじめの認知等

(1) いじめの定義について

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同法第2条において、「いじめ」は「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

(2) いじめの有無の判断

事案ウについては、当該児と関係児の聴き取り内容が一致していること、当該児が苦痛を感じているとの訴えがあったことから、関係児の行為が、当該児に「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

事案ア、イについては、いじめの行為そのものは確認できなかったものの、前提となる事実までは確認することができた。

事案エ、オについては、当該児と関係児の聞き取り内容が一致せず、アンケート調査でも関係する記述はなかったため、事実は確認できなかった。

総じて、事案ウ以外については、正確に事案を把握することが困難ではあるが、当該児が関係児との関係性により「心身の苦痛を感じている」ことは事実である。

これらの調査結果を総合し、本件を「いじめ」として認知した。

5 学校の対応等

- (1) 令和6年6月4日(火) 学校は、当該児保護者との面談において、当該児に対するいじめを覚知し、いじめ対策委員会を開催し、今後の対応について確認した。
- (2) 令和6年6月6日(木) 学校は、当該児及び当該児保護者との面談において、当該児を不安な気持ちにさせていることについてお詫びするとともに、今後の対応の方向性について確認した。

- (3) 令和6年6月7日(金)学校は、関係児から聴き取りを行い、事案ウについて確認できたため、関係児を指導し、関係児から当該児へ謝罪した。その後、当該児及び関係児の保護者に本件について報告するとともに、いじめ対策委員会において、いじめを認知した。
- (4) 令和6年6月12日(水)学校は、当該児保護者及び関係児の保護者との話し合いを行い、確認した内容等について説明するとともに、今後の対応について確認した。
- (5) 令和6年6月13日(木)学校は、さいたま市教育委員会に、いじめ事案の発生について報告するとともに、今後の対応について確認した。
- (6) 令和6年6月18日(火)学校は、当該児保護者と面談し、学習プリントや手紙等を毎日欠かさず担任が家庭に届けることなど、当該児の学習保障について学校の支援体制を確認した。
- (7) 令和6年7月17日(水)学校は、いじめ対策委員会を開催し、本件をいじめ重大事態として認知すること、及び今後の対応について確認した。
- (8) 令和6年7月17日(水)学校は、さいたま市教育委員会に、いじめ重大事態の発生について報告し、今後の対応について確認した。
- (9) 令和6年7月17日(水)学校は、当該児保護者及び関係児保護者に対し、本件をいじめ重大事態として扱うことを伝えるとともに、いじめの重大事態調査に関するガイドラインの事前説明を行った。
- (10) 令和6年7月18日(木)学校は、第■学年児童146名に対し、事案オについてのアンケート調査を実施した。その後、調査結果について、当該児保護者、関係児保護者に報告した。
- (11) 令和6年7月18日(木)学校は、さいたま市教育委員会に、重大事態の調査を開始することについて報告した。
- (12) 令和6年8月1日(木)学校は、当該児保護者と面談を行い、当該児の様子を確認するとともに、学校の支援体制について確認した。
- (13) 令和6年8月23日(金)学校は、当該児保護者に連絡し、当該児の様子について確認するとともに、2学期以降の支援体制について確認した。
- (14) 令和6年8月28日(水)学校は、いじめ対策委員会を開催し、今後の対応及び当該児への支援体制について確認した。
- (15) 令和6年9月26日(木)学校は、当該児保護者に連絡し、当該児の様子について確認するとともに、学校の支援体制について確認した。
- (16) 令和6年10月1日(火)学校は、当該児保護者に連絡し、当該児の様子について確認するとともに、今後の面談について依頼した。当該児保護者から、面談は10月18日(金)の■以降にしたい旨の返答があった。
- (17) 令和6年11月7日(木)学校は、当該児保護者との面談において、当該児の様子及び学校の支援体制について確認するとともに、再発防止を徹底することを確認した。
- (18) 令和6年11月8日(金)学校は、さいたま市教育委員会に、当該児保護者との面談内容を報告するとともに、今後の対応について確認した。

6 課題点

「いじめ防止対策推進法」及び「さいたま市立■■■■小学校いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」という。）に照らし、本件に対する評価を行った。

- (1) 当該児保護者との面談において、前年度より関係児との関わりへの不安があったことを確認した。同級生の聴き取り内容にあるように、当該児と関係児が、お互いに相手を傷つける言葉を使っていた状況を、学校が覚知し、積極的に指導を行うことができれば、令和6年5月時点で事案を覚知し、早期の対応ができたと考える。

【基本方針】「VI いじめの早期発見」

- (2) 事案ア、イについては、前提となる事実までは確認することができたものの、いじめの行為そのものは確認できず、事案エ、オについては、当該児と関係児の聞き取り内容が一致せず、アンケート調査でも関係する記述はなかったため、事実は確認できなかった。

「基本方針」「VII いじめの認知」にある、「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行う」ことや、「VIII いじめの対応」にある「いじめの正確な実態把握を行う」ことが、普段の学校生活において十分ではなかったと考える。

【基本方針】「VII いじめの認知」

【基本方針】「VIII いじめの対応」

- (3) 学校は、「基本方針」「V 未然防止」にあるように、教育活動全体を通して、あたたかな人間関係の育成、相談の大切さ等について指導を行ってきたが、当該児が学校に相談しやすい環境を構築できなかったことも本件のきっかけとなっており、十分ではなかったと考える。

【基本方針】「V いじめの未然防止」

- (4) 事案ウの行為をいじめと認知したことについて、適切であったと捉えている。ただし、いじめ重大事態となったことについては、「基本方針」「VIII いじめの対応」にある、「いじめを受けた児童を保護し、心配や不安を取り除く」ことが十分ではなかったと考える。

【基本方針】「VIII いじめの対応」

7 課題点を受けた再発防止

(1) 当該児への支援策

ア 当該児が安心して学級内で過ごすことができるよう、学校内における当該児と関係児の動線や座席の配慮等を行う。また、当該児を含め、教職員や児童同士であたたかな声掛けを増やすことにより、当該児がよりよい人間関係を築くことができるよう支援する。

→ 6(3)いじめの未然防止

イ 当該児が登校する際には、可能な限り複数体制で見守り、いじめが発生しやすい状況を未然に防止する。また、担任以外の教職員も当該児に自然な声掛けを行いながら、当該児と教職員の信頼関係の構築に尽力する。

→ 6(1)いじめの早期発見

ウ 養護教諭、スクールカウンセラー及び■■■■教育相談室等と連携し、当該児の心のケアに尽力する。

→ 6(4)いじめの対応

エ 教職員全体で当該児の状況を共有するとともに、毎月のいじめ対策委員会において、今後の対応や支援方法の検討を継続する。

→ 6(4)いじめの対応

オ 当該児の欠席が続く場合においても、当該児が学習内容等を把握することができるよう学習プリント等を原則毎日家庭に届けるとともに、別室登校、短時間登校及びオンライン学習など、様々な学びの方法を提案し、当該児の学びを確実に保証する。

➡ 6(4)いじめの対応

カ 当該児及び保護者の意向を丁寧に把握し、必要に応じて関係児とよりよい関係性を築くことができるよう継続的な指導や助言を行う。関係性の修復を望まない場合には、関係児との接触の機会を少なくするとともに、次年度以降の学級編制について留意する。

➡ 6(4)いじめの対応

(2) 再発を防ぐための取組

ア 教職員や児童同士による温かな声掛けや認め合いの場面の充実、異年齢交流や学級活動の充実、人権教育の充実などを図り、児童間に温かな人間関係を構築する。

➡ 6(3)いじめの未然防止

イ 教育活動を通し、教職員が発達支持的な生徒指導を行うことができるよう、教職員に啓発する。令和6年8月には、さいたま市教育委員会生徒指導課の職員を招聘し、いじめ対応及び発達支持的な生徒指導の充実について、全職員を対象とした研修を行った。

➡ 6(1)いじめの未然防止

ウ 6月及び11月のいじめ撲滅強化月間において、いじめ防止について全校児童に指導を行う。

➡ 6(1)いじめの未然防止

エ 直接相談できない児童の声を拾うことができるよう、スクールダッシュボードを活用して心配な様子が見られた児童と面談したり、児童や保護者に対して、定期的にアンケートを実施したりして、いじめの早期発見及び早期対応を行う。また、アンケートについては、子どもが自分の考えを表現しやすいような形式にする。

➡ 6(1)いじめの早期発見

オ 被害児童所属学級を含め、全学級担任からいじめ防止についての指導を行い、いじめを発見した際には、教職員に相談するなど、早期に対応することの大切さについて確認を行う。

➡ 6(2)いじめの早期発見

カ 教科担任制や支援員を配置するなどし、多くの教職員目で児童を見ながら、心配な状況に気付いたり、児童が相談しやすい関係を構築したりすることができるようにする。

➡ 6(1)いじめの早期発見

キ 人目に付かない死角等に、学校が必要と判断した際に、教職員を配置する。

➡ 6(1)いじめの早期発見

ク 毎月生徒指導部会、教育相談部会を開催し、学校生活上の諸課題や児童理解を行い、早期且つ組織的に対応を行うことができるようにする。

➡ 6(1)いじめの早期発見

ケ 児童間のトラブルの解決においては、被害児童、加害児童、周りの児童から公正・公平に聞き取りを行い、発生状況や原因を明確にし、被害側の気持ちに寄り添いながら、教職員一同、いじめは絶対に見過ごさないという強い姿勢で指導を行う。

➡ 6(2)いじめの認知

コ いじめが疑われる事案を発見したときには、直ちにいじめ対策委員会を開催し、「いじめの正確な実態把握を行う」「いじめを受けた児童を保護し、心配や不安を取り除く」など、学校の基本方針に基づき適切に対応する。

➡ 6(2)いじめの認知、6(4)いじめの対応